

屋外広告物の設置には許可申請が必要です



屋外広告物は、まちの景観をつくる重要な要素です。良好な景観を保全するために、適切な屋外広告物の設置にご協力ください。

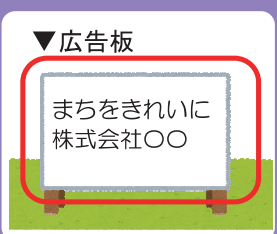
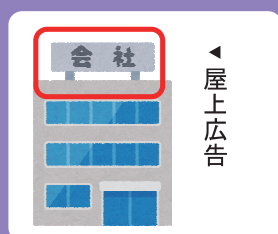
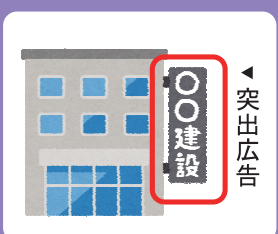
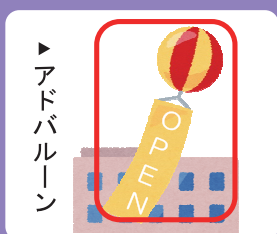
屋外広告物って？

会社や店舗に付ける看板を屋外広告物といいます。屋外広告物は、皆さんの身近にもたくさんあり、まちの景観に大きな影響を与えます。

過剰な屋外広告は景観を壊してしまうこともありますが、設置する場所やデザインによっては、まちの個性やにぎわいつくりにつながります。

屋外広告物を適正に管理することは、住みよいまちづくりにとってとても大切です。良好な景観の保全と安全なまちの実現のため、広告物の大きさや高さ、点検などについてルールが決められています。

屋外広告物の例



屋外広告物の設置には原則許可申請を

自分の敷地内などに自己の店舗名や事務所名、営業内容を表示する広告物を設置する場合、屋外広告物の許可申請が必要です。なお、許可した屋外広告物には許可証を交付します。



次の物件には屋外広告物を設置できません。

- 街路樹
- 信号機
- 道路標識
- ガードレール
- 道路の分離帯
- 歩道橋
- 消火栓 など



屋外広告は適切に管理しましょう

屋外広告物の落下や倒壊により、通行人がけがをするという事故が全国的に発生しています。

広告は風雨にさらされ、時間の経過とともに劣化します。外見では分からなくても、ボルトのゆるみや腐食、さびなど、危険な状態になっていることがあります。

広告物の設置者や管理者は、広告物を良好な状態に保つため、定期的な点検や修繕などを行い、適切に管理しましょう。



詳しくは、市ホームページ(🏠<https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index3.html>)をご覧ください。都市計画課にお問い合わせください。